

施設使用料金（大森西区民活動施設）

01 体育室・多目的室

※貸室の使用物品及びその料金は、「別紙」をご確認ください。

施設名	定員	使用区分・使用料			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
		9 : 00 – 11 : 30	12 : 30 – 15 : 00	16 : 00 – 18 : 30	19 : 30 – 22 : 00
体育室（全面） （約580㎡）	—	16,200円	16,200円	16,200円	16,200円
体育室（半面） （約290㎡）	—	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円
多目的室 （約205㎡）	24名	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円

※ 備考

- （1） 午前は9時から11時30分まで、午後 1 は12時30分から15時まで、午後 2 は16時から18時30分まで、夜間は19時30分から22時までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。
- （2） 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（11時30分から12時30分まで、15時から16時まで、18時30分から19時30分まで）を使用することができる。なお、この中間の時間に係る使用料は徴収しない。
- （3） 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

施設使用料金（大森西区民活動施設）

02 音楽スタジオ

※貸室の使用物品及びその料金は、「別紙」をご確認ください。

施設名	使用者	使用区分・使用料				
		午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		9:30－11:30	12 : 00－14:00	14 : 30－16:30	17:00－19:00	19:30－21 : 30
音楽スタジオ 定員：10名 (約38㎡)	中高生 世代のもの	300円	300円	300円	300円	300円
	その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

※ 備考

- (1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例(昭和42年条例第9号)第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- (2) 午前は9時30分から11時30分まで、午後1とは12時から14時まで、午後2は14時30分から16時30分まで、夜間1は17時から19時まで、夜間2は19時30分から21時30分までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- (3) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(11時30分から12時まで、14時から14時30分まで、16時30分から17時まで、19時から19時30分まで)を使用することができる。なお、この中間の時間に係る使用料は徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。